

PTA 規約新旧対照表

旧	新
<p>(会員)</p> <p>第4条 この会の会員は、木津南中学校に在学する生徒の父母又は保護者及び教職員で組織する。会員はすべて平等の権利と義務を持つ。</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 この会の会員は、木津南中学校に在学する生徒の父母又は保護者及び教職員で組織する。会員はすべて平等の権利と義務を持つ。</p> <p>② この会の会員は、入会届をもって入会とし、入会年度の3月31日までの会員資格を有する。入会期間中は転校等特別の事情がない限りは退会できない。</p>
<p>(収入)</p> <p>第22条 この会の経費は、会費、寄付金、その他である。会費の額は総会で決める。</p>	<p>(収入)</p> <p>第22条 この会の経費は、<u>補助金</u>、寄付金、その他である。(あと削除)</p>
	<p>第5章 個人情報の取扱</p> <p>第25条 本会における個人情報の取扱いについては、別に定める個人情報取扱規則によるものとする。</p>